

尼崎市監査公表第 1 2 号

出資団体等監査及び指定管理者監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第 1 2 項の規定により公表します。

平成 2 4 年 9 月 1 9 日

尼崎市監査委員 須 賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 北 村 章 治

同 田 村 征 雄

措 置 通 知 表【出資団体等監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	都市整備局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成23年 3月25日
3 措 置 通 知 日	平成24年 6月 5日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>行政財産の使用について</u> 指定管理業務を行うための事務所において、行政財産の目的外使用許可の手続きを行わずに指定管理業務に含まれていない事業団独自の業務を行っていた。 また、総合体育館や地区体育館の休館日である月曜日に、恒常的に自主事業を行っていた。 (公園課) 行政財産の使用については、関係規定に基づき手続きを行うこと。	
5 措 置 の 内 容 記念公園総合体育館事務所における尼崎市スポーツ振興事業団の行政財産の目的外使用については、指摘後、「行政財産使用料条例」、「尼崎市公有財産規則」及び「尼崎市公有財産規則の運用について」の規定に基づき、行政財産の使用許可手続きを行った。 次に、総合体育館や地区体育館の休館日である月曜日に、恒常的に自主事業を行っていたことについては、尼崎市都市公園条例施行規則第6条において定められている有料公園施設等の供用日等の解釈について、再度、協議・検討を行ったところ、休館日である月曜日に施設を利用させることができるという解釈に至った。 しかしながら、自主事業の実施について、指定管理者申請要項において定められている事前の申請がなされていなかったことから、指定管理者に自主事業申請書を提出させ、当該自主事業が有料公園施設の趣旨に合致していると判断し承認を行った。 以上	

措 置 通 知 表【出資団体等監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	都市整備局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 3 年 3 月 2 5 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 4 年 6 月 5 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>年度協定で定めている業務を実施していなかったことについて</u> 小田南公園ほか 2 公園の指定管理業務において、事前に協議された業務の変更内容が、年度協定書等に一部記載されていなかった。 (公園課) 指定管理業務の内容を変更する場合は、その内容を年度協定書等に明記すること。	
5 措 置 の 内 容 平成 2 3 年度における年度協定書において、指定管理者とともに、協定書の内容について確認を行い、使用実態と整合性が図れた記載内容に変更した年度協定書を締結した。 以上	

措置通知表【出資団体等監査】

1 措置を講じた団体	公益財団法人 尼崎地域産業活性化機構
2 監査結果報告日	平成24年 3月23日
3 措置通知日	平成24年 6月18日
4 監査結果の内容 <u>固定資産取得の会計処理について</u>	固定資産取得の会計処理において、固定資産取得で会計処理すべきものを、費用で処理しているものがあった。 固定資産取得の会計処理にあたっては、公益法人会計基準等に基づき、適正に行うこと。
5 措置の内容	尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業の会員管理システム開発にかかるソフトウェア開発等業務について、ソフトウェアが固定資産にあたるものとの認識を持たず一括して委託業務とし、委託費で支出しておりました。 平成23年度決算において、固定資産としての会計処理を行いました。 今後は、公益法人会計基準による適正な会計処理に努めます。

措置通知表【出資団体等監査】

1 措置を講じた団体	アミング開発株式会社
2 監査結果報告日	平成24年 3月23日
3 措置通知日	平成24年 8月13日
4 監査結果の内容 <u>消防法令に定める消防訓練が実施されていなかったこと等について</u> 消防法に基づく消防訓練が指定回数実施されていなかった。 また、防火扉の作動に支障があるような利用方法が見られるなど、日常の防火管理上問題があった。 消防法に定める消防訓練を定期的実施するとともに、防火意識を持って施設管理を行うこと。	
5 措置の内容 プラストいきいき館の防火体制としては、管理権原を有する入居テナントそれぞれが消防法で定められた防火管理者を置き、また火元責任者を設けてテナントごとに防火管理をすることになっており、当社もその管理対象となる事務所及び共用部の防火に努めている。消防訓練については、平成22年度は諸般の事情により消防法に基づく法定回数の訓練を実施できなかったが、今後は事情如何にかかわらず法定回数の消防訓練を実施する。 また、アミング開発事務所前避難通路の防火扉が完全に閉鎖されていなかった件については防火扉を常時閉鎖することに改めており、今後はより高い防火意識を持ち施設管理を実施する。	

措置通知表【指定管理者監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	平成24年 3月23日
3 措置通知日	平成24年 5月31日
4 監査結果の内容 <u>老人福祉センターに係る管理業務の執行及び履行確認について</u> 市への提出が義務付けられている各年度の事業報告書について、その内容に漏れがあったり、提出がなされていなかったものがあったことに加え、協定書等で規定されている管理業務の一部がなされていなかった。 また、健康福祉局は未提出であった報告書の提出を求めておらず、このため、確認すべき管理業務の実施状況を把握していなかった。 社協は、定められた管理業務を漏れなく実施し、協定書に基づいた事業報告書により、その旨報告すること。 また、健康福祉局は、指定管理者の事業報告書を収受し、業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じ的確な指導を行うこと。	
5 措置の内容 平成23年度について、健康福祉局は、協定書に定められた事業報告書を収受しました。また、協定書等で規定されている管理業務の一部がなされていなかったことについては協定書等の仕様書の作成段階で、健康福祉局と社会福祉協議会とで十分な協議がなされていなかったことが原因と考えるため、24年度の協定書等の仕様書の内容について協議しました結果、仕様書の変更を行いました。 今後、業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じ的確な指導を行って参ります。	

措置通知表【指定管理者監査】

1 措置を講じた団体	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
2 監査結果報告日	平成24年 3月23日
3 措置通知日	平成24年 5月31日
4 監査結果の内容 <u>老人福祉センターに係る管理業務の執行及び履行確認について</u> 市への提出が義務付けられている各年度の事業報告書について、その内容に漏れがあったり、提出がなされていなかったものがあったことに加え、協定書等で規定されている管理業務の一部がなされていなかった。 また、健康福祉局は未提出であった報告書の提出を求めておらず、このため、確認すべき管理業務の実施状況を把握していなかった。 社協は、定められた管理業務を漏れなく実施し、協定書に基づいた事業報告書により、その旨報告すること。 また、健康福祉局は、指定管理者の事業報告書を収受し、業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じ的確な指導を行うこと。	
5 措置の内容 実績報告書の未提出は、基本協定書の内容の認識不足から生じたものであり、本会としては、今一度関係職員に対し、基本協定書だけでなく管理業務仕様書、年度協定書、管理業務実施要綱等についてもその内容を深く認識し、業務を遂行するよう指導を徹底して参ります。23年度分については、協定書に定められた事業報告書を提出いたしました。 また、協定書等で規定されている管理業務の一部がなされていなかったことについては、協定書等の仕様書の作成段階で、健康福祉局と社会福祉協議会とで十分な協議がなされていなかったことが原因と考えるため、24年度の協定書等の仕様書の内容について協議しました結果、仕様書の変更を行いました。それを受けて、業者と契約いたしました。	

措置通知表【指定管理者監査】

1 措置を講じた団体	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
2 監査結果報告日	平成24年 3月23日
3 措置通知日	平成24年 5月31日
4 監査結果の内容	<u>老人福祉センターにおける避難訓練等について</u> 老人福祉センターは、消防法で規定されている防火対象物であり、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要があるにもかかわらず、これがなされていない施設があった。 消防法に基づく避難訓練等は施設の安全対策の基本であるため、社協はこれを適切に実施すること。
5 措置の内容	監査で指摘のあった施設については、平成23年度は消防計画に基づき消防訓練等を行っております。 また、今後このようなことがないよう防火管理者だけでなく他の職員にも、人命の尊さ、危機管理意識の周知徹底を行い、消防法並びに消防計画に基づき適正に訓練を実施してまいります。